

令和7年度玉城町国民健康保険
特定健康診査受診率向上対策事業
に係る業務仕様書

令和7年2月

玉城町

業務仕様書

1. 件名

令和7年度玉城町国民健康保険特定健康診査受診率向上対策事業に係る委託業務

2. 委託の目的

玉城町の令和5年度の特定健康診査の受診率は 53.2%であり、国が設定する令和11年度に全保険者の受診率70%という目標値との乖離は大きい。目標の実現のためには、今までにない受診率向上の試みが必要であり、データを活用した特定健康診査の未受診者及び継続受診者に向けた効率的・効果的な施策を立案し、确实実施することを目的とする。

3. 玉城町が行う業務

関係データ等の提供

- (1) 玉城町は委託業務に使用するため、健康診査結果データ等(仕様書別紙1「玉城町が受注者に提供するデータ等」)を受注者に提供する。
- (2) データの提供に当たっては、玉城町から受注者へ LGWAN(総合行政ネットワーク)を通じて提供するものとする。

4. 受注者が行う業務

(1) データ分析業務

受注者は前項により玉城町が提供するデータ等について、受注者が独自に開発した人工知能を用いて、効率的・効果的な受診勧奨を実現するためのデータ分析業務を行う。

- 1 データ分析を可能にするためのデータ加工業務
玉城町から提供される各データファイルを統合し、可能な限り欠損している値に関してはそれを埋める等、データ分析が可能になる状態にデータを加工する作業を行う。
- 2 受診勧奨すべき対象者の特定業務
データ分析により、健康診査対象者ごとの健康診査受診の予測値を算出する等し、受診勧奨すべき対象者を特定する。
- 3 受診勧奨対象者の健康意識等の特定業務
2により特定した「受診勧奨すべき対象者」を、健康意識等のデータを機械学習によって独自に開発した人工知能を用いて分析し、対象者の特徴別に5つ以上のグループに分類する。
- 4 受診勧奨対象者の決定業務
健康診査対象者の健康診査受診の予測値及び健康意識等による個別特徴を加味し、通知勧奨の対象人数に合わせて、①受診勧奨すべき対象者を特定し、②その対象者が属するグループに適した受診勧奨メッセージを作成する。これに対する玉城町の合意をもって、受診勧奨対象者を最終決定する。

(2) 通知による受診勧奨業務

受注者は(1)に定めるデータ分析の結果を基に、次のとおり受診勧奨を実施する。

- 1 対象者
分析により全健康診査対象者の中から特定した受診勧奨すべき対象者のうち、玉城町 が合意した者
- 2 通知物の内容
通知物(受診勧奨用資材)については、ソーシャルマーケティング手法を活用し、500名以上のインタビュー調査をもとに勧奨対象者の特性に合わせた個別具体的な通知物を修正したもので、800自治体以上の受診勧奨事業において既の実績があるものを修正して活用する。なお、通知物は5種類以上とする。(注:ソーシャルマーケティング手法とは、想定されるタイプへのインタビュー調査を基に行動科学モデルにもとづき勧奨対象者の特性に合わせた個別具体的なメッセージを作成する手法をいう。)
- 3 通知物の印刷
玉城町が提供する情報を基に送付対象者の郵便番号、住所、宛名を記載した通知物を圧着形式のはがき、リーフレット、単版はがき又は封書の形式で印刷する。
- 4 通知物の宛名印字
宛名印字に関しては玉城町の意向により漢字又はカナ印字にて行う。
受注者の指定する形式の外字ファイルを提供できる場合、外字への変換を対応する。漢字印字を行う際、外字対応ができない場合は原則カナ印字で発送対応を行う。この際、転居情報等は、玉城町が提供する情報に全て反映されているものとする。
- 5 通知物の校正
通知物の印刷内容に関して、玉城町に事前に校正の確認を行う。受注者は、玉城町の要望による修正を実施するが、その回数は最大3回とする。
- 6 受診勧奨対象者の最終決定
既健康診査受診者等の除外対象者となる情報を基に、最終的な勧奨対象者を決定し、通知物の発送を行う。除外対象者の情報は、原則、発送日の約2週間前までに玉城町が受注者へ提供する。
- 7 サンプル納品
通知物発送後速やかに、玉城町に対し各10部のサンプルを納品する。
玉城町が追加でサンプルを必要とする場合は、受注者が別途有償で提供するものとする。その際は通知物の印字発送の料金から郵送料を抜いた料金とする。
- 8 通院中医療機関の印字による受診勧奨業務
 - ① 対象者の決定
通院中未受診者分析業務によって判明した特定健康診査実施医療機関に通院している対象者の中から過去3年間に特定健康診査の受診履歴がない対象者等を抽出しリストを作成する。このリストの中から玉城町の承認が得られた対象者を、送付対象者とする。
 - ② 通知物の作成

過去に統計的手法等に基づき効果検証した実績が証明できる通知物を玉城町の実態に即した内容に修正して作成する。通知物には対象者が通院している医療機関を印字できる箇所を設ける。

③ 通知物の印刷

玉城町が提供する情報を基に送付対象者の郵便番号、住所、宛名、通院している医療機関等(原則、1 医療機関)を記載した通知物を圧着形式のはがき形式で印刷する。

④ 通知物の宛名印字

宛名印字に関しては玉城町の意向により漢字又はカナ印字にて行う。受注者の指定する形式の外字ファイルを提供できる場合、外字への変換を対応する。漢字印字を行う際、外字対応ができない場合は原則カナ印字で発送対応を行う。この際、転居情報等は、玉城町が提供する情報に全て反映されているものとする。

⑤ 通知物の校正

通知物の印刷内容に関して、玉城町に事前に校正の確認を行う。受注者は、玉城町の要望による修正を実施するが、その回数は最大3回とする。

⑥ 受診勧奨対象者の最終決定

既健康診査受診者、通院先の印刷が実施不可等の除外対象者となる情報を基に、最終的な勧奨対象者を決定し、通知物の発送を行う。除外対象者の情報は、原則、発送日の約2週間前までに玉城町が受注者へ提供する。

⑦ サンプル納品

通知物発送後速やかに、玉城町に対し各10部のサンプルを納品する。玉城町が追加でサンプルを必要とする場合は、受注者が別途有償で提供するものとする。その際は通知物の印字発送の料金から郵送料を抜いた料金とする。

(3) 医療機関分析業務および通院中未受診者分析業務

別紙2に定めるとおりとする。

(4) 玉城町から国民健康保険新規加入者に対する特定健康診査受診勧奨を目的とした資材のデザイン制作業務

国民健康保険新規加入者へ特定健康診査受診を促すことを目的とした資材のデザインを制作し、印刷可能なデータとして委託者に納品する。資材の内容等は以下のとおりとする。

1 勧奨対象者

国民健康保険の新規加入者

2 資材の内容

国民健康保険の新規加入者に対し特定健康診査の受診を促す内容とし、他の自治体における同様の業務において制作した受診率向上実績のある資材を参考に、ソーシャルマーケティング手法等を活用して作成する。

3 資材の校正

資材の内容に関して、受注者は玉城町に事前に校正の確認を行う。受注者は、玉城町の要望による修正を実施するが、その回数は最大3回とする。

- 4 納品形式

電子データ又は紙媒体いずれかのうち、玉城町及び受注者協議のうえ合意した形式とする。
- (5) 医療機関から健康診査対象者に対する特定健康診査受診勧奨を目的とした資材のデザイン制作業務

医療機関から特定健康診査対象者に受診を促すことを目的とした資材のデザインを制作し、印刷可能なデータとして玉城町に納品する。資材の内容等は以下のとおりとする。

 - 1 勧奨対象者

特定健康診査対象者
 - 2 資材の内容

医療機関から健康診査対象者に対し特定健康診査の受診を促す内容とし、他の自治体における同様の業務において制作した受診率向上実績のある資材を参考に、ソーシャルマーケティング手法などを活用して作成する。
 - 3 資材の校正

資材の内容に関して、受注者は玉城町に事前に校正の確認を行う。受注者は、玉城町の要望による修正を実施するが、その回数は最大3回とする。
 - 4 納品形式

電子データ又は紙媒体いずれかのうち、玉城町及び受注者協議のうえ合意した形式とする。
- (6) KDB システム帳票データ等評価支援業務
 - 1 KDB システム帳票データの評価支援

KDB システムデータ及び特定健康診査データ等を活用し評価支援を行うこと。集計は再現可能なものとするために、方法・定義を明示すること。

 - ① 健康・医療情報等の分析・分析結果に基づく健康課題の抽出
 - ② 健康課題にひもづく危険因子の整理
 - ③ 短期・中期・長期目標・評価指標の設定支援
 - ④ 保健事業計画の策定支援
 - ⑤ 第二期事業評価・計画の方針等玉城町にて定めるべき項目について雛形提供
 - 2 玉城町から提供する情報について

定量情報

 - ① 特定健康診査等受診結果データ(FKAC167 等)
 - ② 特定保健指導結果データ(FKAC165 等)
 - ③ KDB システムデータ(S21_001 等)
 - ④ KDB 地区割り情報

定性情報

 - ① 第二期データヘルス計画
 - ② 第二期データヘルス計画中間評価報告書
 - ③ 第二期保健事業評価
 - ④ 第三期データヘルス計画
 - ⑤ 計画の方針等玉城町にて定めるべき項目

3 評価支援業務の未確定事項

実施有無および評価内容、納品形式、納品日程など別途協議の上、決定する。

(7) 報告及びその他業務

受注者は委託期間中、以下の報告等を行う。

1 年度末報告業務

委託期間が終了するまでに、委託期間中の最新の受診結果データに基づき、受診勧奨事業実施による受診率の変化等(全体受診率・過去健康診査経験者受診率・過去健康診査未経験者受診率を年間及び月別の集計を含む)について効果検証を実施し、その結果を玉城町に対し報告を行う。

報告に当たって必要なデータは、玉城町から受注者へ直接提供する。報告書は50ページ以上で作成し、報告書に記載する結果は、受診勧奨における介入研究で論文を公表している自社に在籍する研究者(公衆衛生修士・博士)による示唆を踏まえたものとする。

上記効果検証を基に、次年度以降に実施すべき受診勧奨業務の有効な施策について、玉城町に提案を行う。

2 その他必要とされる業務

玉城町の取り組み状況に応じて必要と考えられる事業を提案し、玉城町との同意のもと実施する。この契約内容に定めのない事業の実施を検討する場合は、玉城町及び受注者の協議において、決定するものとする。

3 統計情報等の利用

玉城町から提供されたデータ等について、委託業務の範囲において個人が識別できないよう加工した情報(統計情報(玉城町の受診率等を含むがこれに限らない。)やシステム数値等)を受注者の業務の改善、製品開発、新規事業等に利用(複製、複写、改変、第三者への提供を含む。)する。なお、この規定は、本契約における他の規定に優先して適用されるものとする。

4 個人情報の廃棄等

受注者は、この契約による業務を処理するために玉城町から引き渡された個人情報(受注者が自ら収集した個人情報を除く。)が記録された資料または媒体等を、この契約の有効期間終了後6ヶ月以内に廃棄(第三者へ廃棄を委託する場合を含む。)する。ただし、受注者は、玉城町からの期末報告書の再出力等の追加業務への対応等のために必要と判断した場合、当該期間経過後も必要かつ合理的な期間、当該資料または媒体等を保持及び利用する。この場合であっても、玉城町が廃棄を指示した場合、受注者は直ちに当該資料または媒体等を廃棄する。なお、この規定は、本契約における他の規定に優先して適用されるものとする。

5. 玉城町及び受注者が行う業務

- (1) 委託業務の実施に当たり、玉城町及び受注者は委託業務の詳細を決定する打合せを実施する。
 - (2) 打合せ場所や日時、方法については、玉城町及び受注者が協議の上で決定する。
6. その他の特記事項
- (1) 玉城町(特定健康診査対象者数2,000名程度)と同規模以上の自治体で、直近3年間(令和4年度～令和6年度)において、本業務と同様の業務を受託した実績が20件以上有すること。
 - (2) 玉城町(特定健康診査対象者数2,000名程度)と同規模以上の自治体で、本業務と同様の業務において、令和3年度法定報告値と令和4年度法定報告値を比較して5%以上の受診率向上実績を10件有すること。
 - (3) 受注者は自社に在籍する研究者(公衆衛生修士・博士)及び人工知能での分析を行う者を含む体制図を玉城町に提示するものとする。
 - (4) 受注者は玉城町が要請する緊急の連絡や協議には実務上可能な限り迅速に対処すること。
 - (5) 委託業務により生じた成果物(通知物のデザイン等を含むがこれに限らない。)に対する知的財産権は、受注者に帰属するものとする。ただし、玉城町は、本契約の期間中、玉城町及び受注者協議のうえ、受注者の定める条件に従って当該成果物を無償で使用することができる。また、玉城町は、成果物が著作物に該当するとしないうにかかわらず、成果物を改変、公表等するにあたっては、事前に受注者の承諾を得るものとする。なお、この規定は、本契約における他の規定に優先して適用されるものとする。
 - (6) 受注者は、この契約による業務を処理するために玉城町から引き渡された個人情報記録された資料等をこの契約に基づく利用及びその業務の目的を達成するために必要な範囲を超えて複製し、又は複製してはならない。なお、この規定は、他の規定に優先して適用されるものとする。
 - (7) 社会的経済情勢その他の情勢の変化により物価または賃金に著しい変動が生じた場合には、玉城町及び受注者協議して委託料の額及び委託業務の内容を変更することができる。なお、郵便法の改正による郵便料金の変動または税法の改正による消費税等の税率等、法改正により委託料または消費税等が変動した場合には、受注者は委託業務完了日に応じて当該改正法施行日以降における当該変動内容に基づき計算した額を委託料とし玉城町に請求できるものとする。
 - (8) その他、業務仕様書に定めのない事項については、玉城町及び受注者が協議して定める。
 - (9) 受注者は、業務の遂行に際し、知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。個人情報の取り扱いに関しては、個人情報外部に漏洩しない対策を施した管理下で作業等を行わなければならない。